

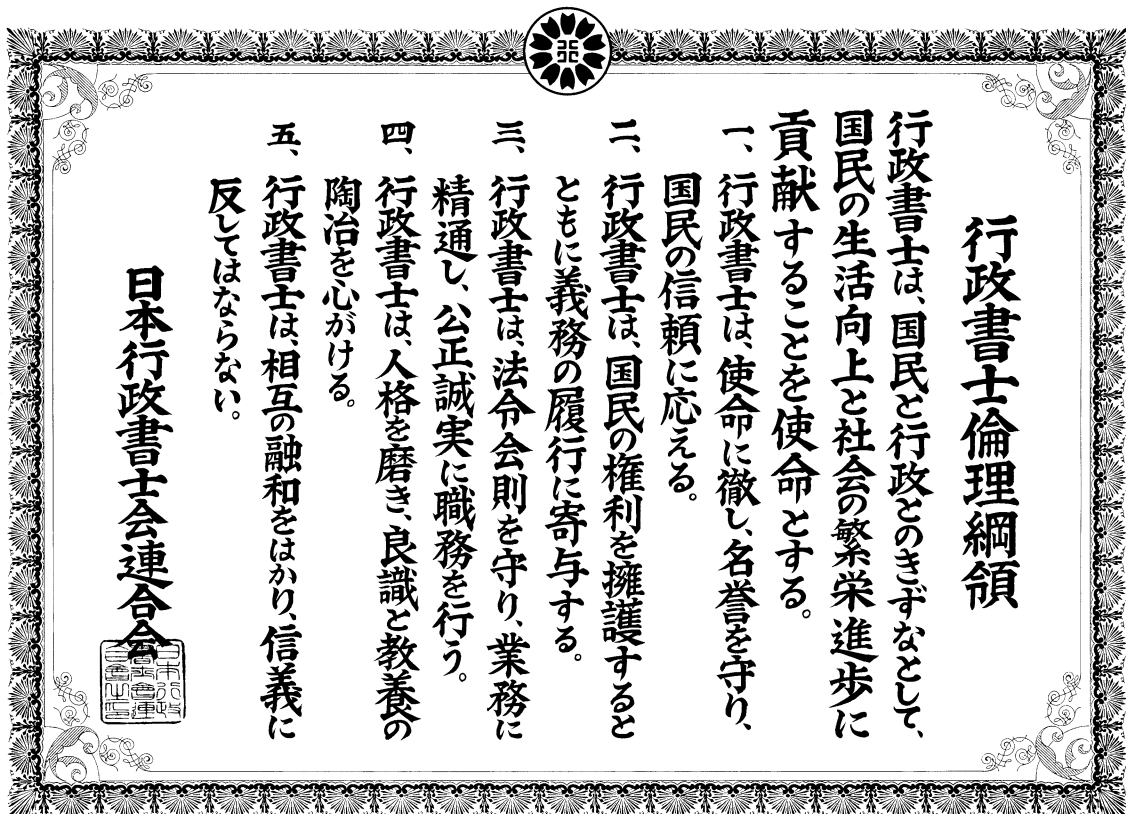


行政茨城

2009.11 Gyosei Ibaraki No.188

茨城県行政書士会

茨城県水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階



行政茨城 2009.11 No.188

CONTENTS

御 挨 拶	2
通知・通達	3
事 業	4
○総務部 ○企画・開発部 ○広報部 ○業務研修部 ○IT推進部	
委 員 会	33
○綱紀委員会	
支部だより	34
○水戸支部 ○県南支部 ○県西支部 ○県北支部 ○鹿行支部	
政治連盟ニュース	42
会 員	44
○新入会員の紹介 ○退会された会員 ○変更届	
○補助者の動静 ○家族の動静	
事務局日誌	47
通信後記・編集後記	48

御 挨 拶



職域確保拡大に全力投球

茨城県行政書士会会長 國 井 豊

この紙面にお目通しいただく頃は、師走の気忙しい日々をお過ごしでしょう。

日頃は公私にわたり、ご指導ご協力を賜り、本当にありがとうございます。

日行連前執行部理事会において機関決定された法改正要望14項目が、現執行部に引き継がれ、その中でも早期に実現をめざすものとして、特に4つの優先項目が確認されました。行政不服審査法の不服申し立て代理権の獲得、一人法人を可能とする行政書士法人制度の実現、官民からの業務受託可能な組織への変革、長期会費未納会員に対する登録抹消制度の創設などの4項目であります。これらのうち、行服法の不服申し立て代理権を行政書士に付与することは、法1条の3に規定する行政手続法の聴聞弁明代理権と同じように、利用者である国民の利便性向上のためにも、必要なことであると強調できるでしょう。なぜなら、行手法を許認可申請の入口に例えるなら、行服法のそれは、出口にあたるものとして捉えることができ、一定の完結をみるのが可能となるからです。直接の業務受託は少ないかもしれませんが、こうした職域の確保拡大は、私たちの地位向上に寄与し、結果として、ADR代理権の獲得に繋がる着実な一歩として期待できるのです。現時点では非公式ですが、新体制としては、この代理権獲得をめざした法改正要望を最重点項目として、推進を強化する方針です。

一方、茨城会におきましては、実務家として鳴らす役員一丸となり、専門的知見を駆使し、ADR機関としての認証へ向けた職域拡大の可能性や、成年後見制度をはじめとする社会貢献へのより良い取り組みを、あらゆる角度から模索しております。執行部の基本的なあり方として、会員の皆様に対し可能な限り情報を開示し、それをもとにした皆様からのご意見、ご批評にしっかりと耳を傾けながら、双方通行による適正な業務執行を心がけてまいります。

また、長期中期ばかりではなく、短期的に実現可能な職域の確保等にも、目を向けた展開を推進します。具体的には、商工会議所や商工会、国際交流協会等への相談員の定置化、現行業務の効率性向上等々、その可能性は枚挙にいとまがありません。いづれにしても、すべての執行は、会員の皆様のご理解、ご協力なしに成し得ることはできません。ご支援ご協力、よろしくお願い申し上げます。

最後に、国際関係業務において、行政書士が関係する刑事事件がマスコミ等の報道により、大きな社会問題になっております。士業では、弁護士と行政書士のみに認められている申請取次制度。私たちにとって死守すべき制度にも関わらず、その根幹を揺るがす厳しい現状にあります。私たち士業にとって、コンプライアンスは論を待ちません。会としても、申請取次行政書士管理委員会をスタートさせ法令順守、職務能力向上を徹底的に訴えてまいります。ご理解ご協力伏してお願い申し上げます。

日行連発第890号
平成21年11月13日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 野崎 清好

聴聞・弁明手続代理業務の適正な遂行について

平成20年7月1日施行の「行政書士法の一部を改正する法律」（平成20年法律第3号）により、聴聞・弁明の機会の付与等の手続代理業務が行政書士業務として、行政書士法（以下、「法」という。）第1条の3に明文化されました。

法施行より1年が経過しましたが、当該業務に関する問合せを受けることから、参考資料に示されているとおり、「聴聞、弁明の機会の付与の手続は、行政庁が許可取消等の不利益処分をしようとする場合に行う意見陳述のための手続である」ことを、再度ご確認いただき、当該業務への適正な取り組みが行われるよう、所属会員に周知徹底してくださるようお願い申し上げます。

以上



総務部

活動状況報告

平成 21 年度第 3 回理事会開催される。

開催日時 平成21年 9 月24日(木) 開会 午前10時・閉会 午後 3 時30分
 理事会にて決議された規程改正を下記のとおり御報告致します。

1. 就業規程の一部改正について

- 1) 改正理由 職員の採用は総務部の所管事項である。
- 2) 改正内容 就業規程（昭和50年 4 月 1 日実施）の一部を次のように改正する。
 第 3 条第 1 項中「職員の採用は、会長が副会長」の次に「及び総務部長」を加える。
 第13条第 1 項を改める
 第25条第 1 項、第 2 項を改める。
 第39条の次に40条を加える。

就業規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(採 用) 第 3 条 職員の採用は、会長が副会長と協議し、書類選考、面接その他必要な選考試験を実施して行うものとする。 2. 会長は、前項の採用に当たり、その能力及び適正を審査するものとする。 3. 会長は、採用に当たり、試用期間等の条件を付することができる。 (勤務時間) 第 13 条 職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。 (1) 始業時間 午前 9 時 (2) 終業時間 午後 5 時 (3) 休憩時間 正午から午後 1 時まで (定 年) 第25条 職員は、満63歳に達した日の属する月をもって定年とする。ただし、会務の都合により、1年間嘱託職員として勤務させることができる。この場合において、賃金その他勤務条件は、会長が決める。	(採 用) 第 3 条 職員の採用は、会長が副会長及び総務部長と協議し、承認を得て、書類選考、面接その他必要な選考試験を実施して行うものとする。 2. 会長は、前項の採用に当たり、その能力及び適正を審査するものとする。 3. 会長は、採用に当たり、試用期間等の条件を付することができる。 (勤務時間) 第13条 職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。 (1) 始業時間 午前 8 時30分 (2) 終業時間 午後 5 時30分 (3) 休憩時間 正午から午後 1 時まで (定年・再雇用・嘱託) 第25条 職員は、満60歳に達した日の属する年度末をもって定年とする。ただし、定年に達する職員が、再雇用を希望した場合は、満65歳に達するまでの期間を限度として再雇用することができる。この、再雇用期間は 1 年間とし、毎年更新する。

改 正 前	改 正 後
2 前項の規定にかかわらず、茨城県より割愛により採用した職員については、会長が副会長と協議して決めることができる。	2 再雇用する場合の身分は嘱託職員とし、その労働条件及び就業に関しては、嘱託職員就業規程に定めるところによる。 (公民権の行使・公職の執務) 第40条 職員が勤務時間中に選挙その他公民としての権利の行使及び裁判員等の公職の執務のため、あらかじめ申し出た場合は、それに必要な時間を与える。 2 前項の公民としての権利行使の申し出があった場合に、権利の行使を妨げない限度において、その時刻を変更することがある。 3 公職の執務のため与えた時間については、給与の減額はしないものとする。ただし、法の規定に基づき国等から日当の支給を得たときは、支弁された金員を給与から控除することができる。 4 前第1項のために与えた日時については、賞与や昇給その他において不利益な処分の対象とはしないものとする。

2. 職員給与細則の一部改正について

1) 改正理由 嘱託職員の給与・手当・賞与等の規程を整備する。

2) 改正内容 第12条を改める。又、附則に記載の(第12条)を削る。
別表を改める。

職員給与細則一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附則 第12条 この細則は、昭和54年4月24日から施行する。 この細則は、平成元年2月1日から施行する。 この細則は、平成4年4月1日から施行する。 (別表、省略)	(嘱託職員の給与・手当・賞与等) 第12条 就業規程第25条により再雇用した者の基本給は、原則として定年退職時における基本給の100分の50とする。ただし、会長の裁定により増額することができる。 附 則 この細則は、昭和54年4月2日から施行する。 この細則は、平成元年2月1日から施行する。 この細則は、平成4年4月1日から施行する。 この細則は、平成21年10月1日から施行する。 (別表) 県職員の例による。

3. 暴力団排除総合対策委員会規程の廃止と警察関連業務推進委員会規程の新設について

- 1) 廃止の理由 警察関連業務推進委員会規程を新設するので、暴力団排除総合対策委員会規定は廃止する。

平成21年10月1日廃止する。

- 2) 新設の理由 幅広く警察関連業務に対処する為。

警察関連業務推進委員会規程

茨城県行政書士会会則第50条第1項の規定により、本会に「警察関連業務推進委員会」を置き同条第2項の規定により「警察関連業務推進委員会規程」を次のように定める。

(組織)

第1条 茨城県行政書士会（以下「本会」という）に警察関連業務推進委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は以下の事項を行い、もって本会の業務運営の適正な推進を図ることを目的とする。

- (1) 本会会員が、反社会的集団である暴力団等の存在、実体を深く認識するための場の提供。
- (2) 公安委員会、警察署長に対して許認可申請等を行う業務に対する本会会員の職域の確保に関する事項
- (3) 前記各号に関連する事項

(業務)

第3条 前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- (1) 諸法令の改正その他業務に必要な情報の収集
- (2) 講習会、研修会、講演会の開催。
- (3) 関係官公署との連絡協調。
- (4) その他必要な事項。

(委員会)

第4条 委員会は、5名以内の委員をもって組織し、次の役員を置く。

- (1) 委員長、副委員長を置き、委員の互選とする。
- (2) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (3) 副委員長は、1名とし、委員長を補佐し委員長事故あるときは代行する。

(委員)

第5条 委員は、本会理事のなかから会長が委嘱する。

- 2 会長は、業務執行上必要がある場合、理事会の議を経て理事以外の会員の中から、委員を委嘱することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、就任後の第2回目の定時総会終結に至るまでとする。

(会議)

第7条 会長又は委員長は、会議を招集し委員長が議長となる。

- 2 会議には、本会に定める各部長等、各支部長等に参加させることができる。
- 3 会議開催状況等については、その都度、会長及び企画・開発部長に報告するものとする。

(報告)

第8条 会員が、暴力団等から不当な行為等により、業務が阻害され又は阻害されるおそれのある事案が発生したときは、委員会に報告し、助言、指導を受けるものとする。

(その他)

第9条 その他、必要な事項は委員長が会長及び企画・開発部長と協議して定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

4. 申請取次行政書士管理委員会規程の新設について

1) 新設の理由 申請取次業務の適正・円滑な運用を図るため。

申請取次行政書士管理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、茨城県行政書士会（以下「本会」と称す。）を通じ、東京入国管理局長に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」と称す。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図るとともに、適正な職務の遂行を啓蒙することを目的とする。

(申請取次行政書士管理委員会の設置)

第2条 日本行政書士連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」と称す。）規則第2条の2第1項（単位会管理委員会の設置）により、本会則第50条（その他委員会）の規定に基づき、本会に申請取次行政書士管理委員会（以下「委員会」と称す。）を設置する。

(職 務)

第3条 委員会は、日行連管理委員会規則第2条の2第2項（単位会に委任する事務）の規定に基づき、次に掲げる職務を行う。

- (1) 届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）に係る届出の管理
- (2) 届出者名簿、抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という。）の作成及び管理
- (3) 東京入国管理局長への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに東京入国管理局長からの届出済証明書の受領
- (4) 届出者等が茨城県知事により「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受け、もしくは本会による「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分がなされた場合、またその効力を失った場合の日行連管理委員会への通知
- (5) 申請取次業務是正勧告及び禁止勧告処分がなされた場合及びその禁止勧告処分の効力を失った場合の日行連管理委員会への通知
- (6) 受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞手続の実施
- (7) 地方入国管理局長からの届出者等に係る照会、情報提供への対応
- (8) 前各号に関連する事務

2 委員会は、前項第2号及び第3号の事務を本会事務局職員に行わせることができ

(事 業)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 届出者等に対する研修会の実施
- (2) 届出者等への出入国管理行政に関する情報の提供
- (3) 地方入国管理局、地方公共団体等からの情報収集
- (4) 日行連管理委員会、都道府県委員会からの情報収集または情報提供
- (5) その他第1条の目的達成に必要な事務

(研 修)

第5条 届出者等は、有効期間満了までに、委員会の主催する前条第1号の研修を受講しなければならない。

申請取次行政書士管理委員会規程

(委員の資格)

第6条 委員会の委員に指名される者は、次の要件に該当しなければならない。

- (1) 本会の会費に未納がないこと
- (2) 届出済者等として届出済名簿等に氏名が記載されている者
- (3) 茨城県知事から行政書士業務の「業務禁止」または「業務停止」の処分を受けたことがないこと
- (4) 本会会長から「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分を受けたことがないこと
- (5) 委員会から「申請取次業務是正勧告」または「申請取次業務禁止勧告」を受けたことがないこと
- (6) 申請取次実務経験が5年以上あり、かつ、年平均10件以上の申請取次業務を行っている者であること

(委員会)

第7条 委員会は、5名の委員で構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。
- 5 委員の任期は、本会会則第20条（役員の任期）の規定を準用し、就任後の第2回目の定時総会の終結に至るまでとする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、他の委員の任期の残存期間とする。
- 6 委員会は、委員長が召集する。なお、本会会長及び担当副会長は、いつでも委員会に出席して意見を述べることができる。
- 7 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、その在任中に職務上知り得た届出者等に関する情報について、退任後もこれを開示または漏洩してはならない。

(受付拒否事由)

第9条 委員会は、申請取次の申出を行った者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、受付を拒否しなければならない。

- (1) 届出をしたものが、本会に所属していない場合
 - (2) 日行連管理委員会が指定した研修を受講していない場合
 - (3) 茨城県知事による「業務禁止」または「業務停止」等の懲戒処分を受けた者
 - (4) 本会による「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分がなされた者
 - (5) 出入国管理及び難民認定法による罰則に基づき、有罪判決を受けた者
- 2 委員会が、受付拒否をしようとする場合には、申出を行った者の権利を不当に損なうことがないように、弁明の機会を与えなければならない。

申請取次行政書士管理委員会規程

（申請取次資格の失効等）

第10条 届出者等が日本行政書士連合会（以下「連合会」と称す。）により登録を取消された場合には、その取消しのときより申請取次資格を失効し、連合会より登録を抹消された場合には、その抹消時に遡って申請取次資格を喪失する。

（申請取次業務是正勧告）

第11条 委員会は、地方入国管理局長からの情報提供により、届出済者等が不正行為を行っている場合、又は行う虞がある場合には、申請取次業務の是正を勧告することができる。

2 委員会は、本会会員または県民からの通報を受け、届出済者等が不正行為を行っていると思慮される場合には、十分な調査をした上で、申請取次業務の是正を勧告することができる。

3 届出者等に是正勧告をする場合には、届出者等に対して事前に聴聞手続を行う。

4 本会取次委員会が是正勧告をしたときは、日行連管理委員会へ通知しなければならない。

5 第1項の情報提供があったにもかかわらず是正勧告に至らなかった場合には、委員会はその理由を日行連管理委員会へ報告しなければならない。

（申請取次業務禁止勧告）

第12条 委員会は、届出済者等が、その届出済証明書の有効期間中に第9条第3号、第4号及び第5号に該当するに至った場合には、申請取次業務の禁止勧告をしなければならない。

2 届出者等に禁止勧告をする場合には、届出者等に対して事前に聴聞手続を行う。

3 本会取次委員会が禁止勧告をしたときは、日行連管理委員会へ通知しなければならない。

4 申請取次業務の禁止勧告を受けた届出者等は、禁止勧告を受けた日から60日以内に限り、日行連管理委員会に対して、第2項の聴聞手続の採決に対する異議の申立を行うことができる。

5 申請取次業務の禁止勧告を受けた届出者等で前項の異議申立を行わない者または異議申立に理由がないとの採決を受けた者は、届出済証明書を本会経由で東京入国管理局長へ返還しなければならない。

（聴聞手続）

第13条 聴聞手続については、行政書士法に係る聴聞手続規則の例による。

（附 則）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、委員会において別途定めることができる。

2 この規程に定めない事項については、本会会則の規程を準用する。

3 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

5. 業務執行に関する部規程の一部改正について

- 1) 改正理由 高度情報通信部を IT 推進部に改める。

業務執行に関する部規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(設 置) 第 2 条 本会の理事会に次の各号に掲げる部を置く。 (1) 総務部 (2) 企画・開発部 (3) 広報部 (4) 制度推進部 (5) 業務研修部 (6) 高度情報通信部	(設 置) 第 2 条 本会の理事会に次の各号に掲げる部を置く。 (1) 総務部 (2) 企画・開発部 (3) 広報部 (4) 制度推進部 (5) 業務研修部 (6) IT 推進部 附 則 1. この規程は平成21年10月 1 日から施行する。



平成21年度行政書士試験を終えて

今年度の行政書士試験は、全国69の試験場で11月8日(日)に実施されました。

本県は昨年に続き筑波大学で試験申込者1,244名（前年度比9.2%増）に対し1,023名の方が受験しました。

新型インフルエンザ流行のニュースが流れる度に、試験当日の状況が読めず緊張の連続でしたが、幸い影響される事無く試験が実施できました事に今更ながら胸をなで下ろしています。しかし次の日（9日）に筑波大学に沿った東大通りで大事故がおき上下4車線は、朝7時15分～10時頃まで完全交通止め、大学の廻りの道と言う道すべてが大渋滞、月曜日の通勤時間帯でもありましたので一時は車が詰まってしまい全く動かない程の大混雑でした。私自身渋滞に巻き込まれ一日違いで「昨日だったら」と思った時、強い緊張が走りました。改めて大事な行事は終了するまで、常に緊張との隣り合わせで有ると認識させられました。

試験に御協力頂きました皆様方有り難うございました。

平成21年度試験場責任者 雨 貝 洋 子



本部長として挨拶される國井本部長



試験当日の補足説明をする
雨貝試験場責任者



試験基本マニュアルを確認し、
試験開始を待つ監督員さん達



筑波大学中央口に設置された看板

企画・開発部

活動状況報告

第5回 企画・開発部会議録（要旨）

日 時：平成21年10月28日(水) 午後2時～6時

場 所：本会事務局

出席者：國井会長、郡司副会長、古川、安、間中、飯塚、若杉、古市、大庭、橋本

これまでの事業報告について

① 成年後見事業（古川部長報告）

- ・ 業務研修部主催の「第2回成年後見人基礎研修（10月20日）」について安副部長が講師を担当した。11月以降本年度内に予定される当該研修についても、安副部長が講師を担当することで了解を得ている。
- ・ 日行連主催の「成年後見基礎研修（10月29日）」について、古川部長、安副部長が受講予定。

② 法務・ADR 対策委員会（安副部長報告）

- ・ 10月15日に京都会姫田会長と懇談（情報交換）、同日埼玉会を訪問、情報交換し、有益な情報を得た。手続実施者の能力担保等が課題。

③ 警察関連業務推進委員会【※暴力団排除総合対策委員会を改称】（大庭部員報告）

- ・「暴力団排除総合対策委員会規程」を廃止し、新たに「警察関連業務推進委員会規定」を新設。
- ・10月18日「第31回暴迫県民大会（於・水戸文化センター）」に参加。

④ 申請取次行政書士管理委員会（橋本部員報告）

- ・ 9月開催の本会理事会において設置案を上程、承認を受けた当該委員会について、11月中に発足予定。本会独自の研修受講・実績報告の義務付け等を予定しており、会員に対して告知・周知期間を設けることとする。

今後の活動計画及びタイムスケジュールについて

- ・「法務・ADR 対策委員会」「警察等関連業務推進委員会」に分かれて、各々討議した。
(午後 3 時30分～5 時)

その他

- ・ 國井会長を交えて、部会全体における情報等の共有化を図った。
 - ・ 「代理権」について企画・開発部において話し合い研究する様、会長より要請があった。
- (午後 5 時～ 6 時)

以上

ADRセンター準備報告

企画開発部 副部長

法務・ADR対策委員会 委員長

安 圭 一

去る9月3日に東京都行政書士会、10月15日には京都府行政書士会会長を日行連事務局に訪ね、同日午後に埼玉県行政書士会を訪ねました。三会におけるADRセンター設立準備状況を伺ってきました。

一 東京都行政書士会を訪問するに先立ち、日本行政書士会連合会事務局長の土田正行 様、次長の野田万佐夫様、次長代理の長沼幸男様にお話を伺うことができました。

主に、ADRセンター設立にむけての各单位会の状況をお聞きしました。日弁連と日行連との協定書に基づいた形態での設立を準備している単位会が多いようでした。

二 東京都行政書士会が運営する「行政書士ADRセンター東京」を訪問しました。

東京都行政書士会会長の中西豊様、副会長の石川國彦、行政書士ADRセンター東京 センター長の伊藤浩様、同センター次長の幸丸由人様からお話を伺うことができました。

同センターの取扱紛争分野は、日行連と日弁連との合意書に基づく4分野であり、当該合意書にもとづく認証機関第一号となっています。

調停スタイルは、行政書士の単独調停です。法的判断はしないそうです。

当該4分野を扱うセンターの設立については、賛否両論の様々な意見があるものの、まずはセンターとして認証を取得することに主眼を置かれたそうです。確かに、行政書士会が運営するADR機関が認証を取得したというインパクトは大変大きいことは間違いないでしょう。先駆者としてのご苦労は相当大変だったと思います。お疲れ様でした。

ペット問題に関する調停機関として、関係専門誌に広告を出したところ、かなり問い合わせがあったそうです。

訪問時点では、調停としての実績はまだ無かったようですが、近いうちに調停に至る可能性の高い相談事案が何件かあるようです。

4分野についてADR機関に調停を申し込む必要があるか、東京と地方との地域差を考えると、茨城県内ではあまり期待できないのではないかと、というのが率直な感想です。

三 日本行政書士会連合会で開催される会長会に出席される京都府会の姫田会長を、渋谷の日行連事務局に訪ねました。

京都会で予定する取扱紛争範囲は、相続を除いた外国人に関する家事調停全般を行う予定だそうです。すでに法務省との事前協議も行っていて、弁護士会との協定も締結しているそうです。

調停スタイルは弁護士との協同調停で、法的評価も行うそうです。

姫田会長は、申請取次制度に携わる私たち行政書士のリーダーでいらっしゃいます。大学や弁護士会で国際私法や入管法について講義をされており、法律専門職としての行政書士をまさに実践されている方です。

その姫田会長から伺ったなかで、今回非常に印象に残ったことがあります。それは、行政書士がADRに参入するのはなぜか？という問いに対する答えとして、これまで「社会貢献」といわれてきました。

ところが、京都会では、「社会正義の実現のためだ」ということを主張されてきたという点です。このことは、とても大事であるにもかかわらず、特に意識的に主張されてこなかったことです。私たちも今一度この視点に立って、方向性を見定める必要性を痛感させられました。

私たち行政書士がやらなければ実現できない正義がある、という現実に対して、自覚を持って向き合っている行政書士はいったいどれだけいるのでしょうか？

自分自身を省みて恥ずかしい反面、姫田会長率いる京都会の取り組みを拝見し、勇気と希望をいただきました。ありがとうございました。

四 埼玉県行政書士会館において、副会長の川端實様、ADR委員長の関口隆夫様からお話を伺うことができました。

埼玉会では東京会とは異なり、行政書士の通常業務に関連する広い範囲を取扱紛争分野として予定されています。

調停スタイルは、行政書士の単独調停です。

行政書士会がADRに取り組むことに対しては、行政書士会にとって経済的に圧迫となり、会員にとってもその存在価値が実感できにくいことである、というのが一般的な見方です。ところが、行政書士である各会員にとっても、ADR機関を設立することが様々な面で有益であることを教えていただくことができました。

茨城会にとって、参考にさせていただく点がとても多く、今後も情報交換させていただきたいと考えています。

五 現時点において以上3つのADRスタイルがあります。取扱う紛争範囲と調停スタイル、弁護士との協調の仕方によって、いくつかのパターンがあります。

それぞれ、地域性や会を取り巻く実情が反映されていますが、いずれも担当される方々の真剣な思いと熱い情熱によって動いています。私たち茨城会としても、遅れをとることなく、準備に取り組みたいと思います。

ADR機関設立に向けて、皆様からの率直なご意見を頂戴できれば幸いです。事務局宛にご意見をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

お忙しい中、丁寧にご説明をしてくださった方々に、心より感謝いたします。

ありがとうございました。

以上

茨城県行政書士会 申請取次行政書士管理委員会

茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階
〒310-0852 TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

申請取次行政書士管理委員会の発足について

会員の皆様におかれましては、平素より出入国管理行政の一翼を担う申請取次業務にご尽力を賜りまして深謝いたします。

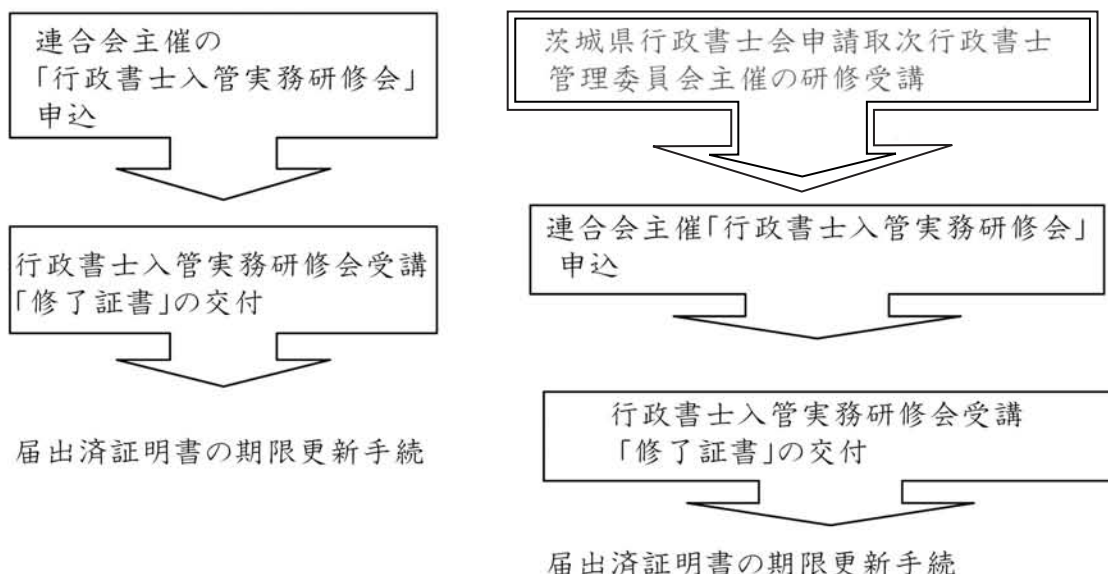
すでに広報にてご承知かと存じますが、全国で申請取次資格者の不祥事が頻発しており、本年10月16日には全国行政書士会会長会が、各都道府県会に申請取次管理委員会を常設するとともにコンプライアンスの徹底を進めるための声明を出す、という状況に至っております。

幸いにも本会は、9月24日の理事会において「茨城県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規程」を上程し、満場一致をもって承認され、10月1日より施行いたしました。
(資料1:「茨城県行政書士会申請取次管理委員会規程」ご参照ください)

当該規程で注目すべき点は、第5条における「(本会申請取次行政書士管理委員会が主催する)研修受講の義務化」であります。届出済証明書の有効期間更新の際には、連合会が主催する「行政書士入管実務研修会」に出席し修了証書の交付を受けなければなりません。その前提として、本会申請取次行政書士管理委員会の研修を受講していただき、茨城の地域性を踏まえた会員相互の情報交換の場を築き、もって不祥事の防止に努めたいと考えております。

(9月30日まで)

(平成22年4月1日以降)



さらに第4条第5号業務として、届出済証明書を保有する全ての申請取次資格者の皆様に対して、毎年1月31日までに前年1年間の申請取次件数の報告を義務付けることといたしました。(資料2:「申請取次実績報告書」ご参照ください)

これらは、本会執行部の標榜する「内に厳しい茨城県行政書士会」の表れであり、他都道府県申請取次管理委員会に比べて先進的な管理体制を築き、申請取次制度の理解と不祥事防止を意図しております。

さて最後になりましたが、会員の皆様にこの場をお借りして早急にご通知しなければならないのは、「出入国管理及び難民認定法(通称:入管法)」の改正です。本邦に3月以上在留する外国籍者が所持しなければならない市町村発行の外国人登録証に代えて、入国管理局発行の「在留カード」を発行し、在留する外国籍者の情報を入国管理局において一元化することが予定されております。(資料3:「入管法が変わります!」ご参照ください)

この入管法の改正と前後して、来年1月からは各申請書の体裁及び添付書類の一新が図られます。(既に新様式での申請が受け付けられております。) 紙幅の関係で当該資料の添付は割愛させていただきますが、下記入国管理局ホームページアドレスにリンクしていただき(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/list.html>)ご確認とご準備をお願いいたします。

当申請取次行政書士管理委員会が主催する研修の日程や手続につきましては、年明けに別途お知らせいたします。今後とも当申請取次行政書士管理委員会にご理解とご協力賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

敬具

申請取次実績報告

行政書士名: (

支部)

(平成21年1月～平成21年12月)

資料2:「申請取次実績報告書」

[illegible]

資料3:「入管法が変わります！」

入管法が変わります！

平成21年度
出入国管理及び難民認定法等の一部改正のあらまし

はじめに

平成21年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「改正法」といいます。）が可決・成立し、平成21年7月15日に公布されました。

改正法においては、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入を始めとして、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれています。

改正のポイント

何が変わるの？

- 1 在留カードの交付など新たな在留管理制度を導入します。(※)⇒詳しくは2頁へ
- 2 特別永住者の方には特別永住者証明書を交付します。(※) ⇒詳しくは4頁へ
- 3 研修・技能実習制度を見直します。 ⇒詳しくは4頁へ
- 4 在留資格「留学」と「就学」を一本化します。
- 5 入国者収容所等視察委員会を設置します。
- 6 拷問等禁止条約等の送還禁止規定を明文化しました(注1)。
- 7 在留期間更新申請等をした方について在留期間の特例を設けます。
- 8 上陸拒否の特例を設けます。
- 9 乗員上陸の許可を受けた方は乗員手帳等の携帯・提示義務が生じます。
- 10 不法就労助長行為等に的確に対処するために退去強制事由等を設けます。

施行日(注2)について

(※) 1, 2 に伴い、外国人登録制度は廃止されます。

- 公布の日から3年以内⇒1, 2
- 公布の日から1年以内⇒3, 4, 5, 7, 8, 10
- 公布の日から6月以内⇒9
- 公布の日から ⇒6

(注1) 拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約については、当該条約が発効次第、施行されます。

(注2) 施行日は、政令で定めます。

新たな在留管理制度について

制度の概要 どういう制度なの？

新たな在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが交付されるほか、届出手続などが変わります。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることになります。

施行日 いつから始まるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます。

対象者 どういう人たちが対象になるの？

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間に在留する外国人で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④これらの外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人



具 体 例

対象となる人

- ・「技術」や「人文知識・国際業務」などの就労資格により、企業等にお勤めの人
- ・「留学」などの学ぶ資格により、学校に通う人
- ・日本人と結婚して「日本人の配偶者等」の資格により生活している人
- ・「永住者」の在留資格を有している人

対象とならない人

- ・観光目的で日本に短期間滞在する人
- ・俳優や歌手など芸能活動目的で来日し、「興行」の在留資格で「3月」以下の在留期間が決定された人

「在留カード」は、どういうカード？

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象となる外国人に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

在留カードの記載事項等については、以下をご覧ください。

日本国政府 在留カード 第.....号	
《法律上の記載事項》 ①氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条5号ロに規定する地域 ②住居地（本邦における主たる住居の所在地） ③在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日 ④許可の種類及び年月日 ⑤在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日 ⑥就労制限の有無 ⑦資格外活動許可を受けているときはその旨	

外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されます！
例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）等は記載されません。

= 有効期間 =

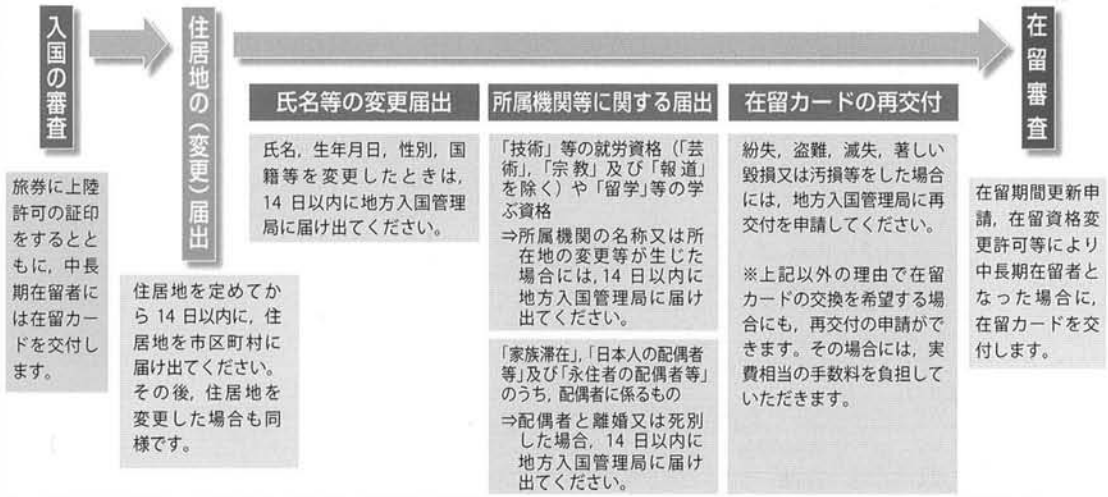
16歳以上の方

- ▶ 永住者 → 交付の日から7年間
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日まで

16歳未満の方

- ▶ 永住者 → 16歳の誕生日まで
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日又は16歳の誕生日の早い方まで

新たな在留管理手続の流れ



次のようなメリットがあります！（※）

- （1）在留期間の上限が伸長されます。**
現在上限が「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。また、「留学」の在留資格については、平成21年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっておりますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。
- （2）再入国許可制度を見直します。**
有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。なお、例外的に再入国の許可を要する場合については、今後法務省令で定める予定です。
また、再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。
（※）新たな在留管理制度の開始に併せて実施されます。

ご注意ください！

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられています。

- （1）在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）**
 - ①偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5号）
 - ②配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）
 - ③新規上陸後又は従来の住居地を退去した後90日以内に住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）
- （2）退去強制事由（入管法第24条）**
 - ①在留カードの偽変造等の行為（第3号の5）
 - ②中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役以上の刑に処せられたこと（第4号の4）
- （3）罰則**
 - ①中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や届出等義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2、第71条の3）
 - ②不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）
 - ③在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）

コラム 教育機関等の外国人の所属機関による届出について

現在も学校や研修生受入れ機関等から、所属する外国人に関する必要な情報を入国管理局に届け出てもらうよう協力いただいておりますが、改正法において明文化されました。

届出にご協力いただく所属機関や届出内容の詳細については、今後法務省令で定めることとなりますが、所属機関としては、外国人が就学している学校や研修を行う研修先のほか、「興行」の在留資格で在留する外国人との間にプロモーター契約を結んでいる機関等を予定しています。（改正法公布の日（平成21年7月15日）から3年以内の政令で定める日から施行）

特別永住者の制度について

制度の概要 どのような制度なの？

特別永住者については、新たな在留管理制度の対象とはならず、基本的には、現行制度と実質的には変わりませんが、利便を図るための見直しを行っています。

新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書も廃止されますが、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであることなどから、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしています。

また、特別永住者証明書の記載事項は必要最小限の内容とし、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減しています。その上で、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしています。

さらに、再入国許可制度を緩和することとしており、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者においては、原則として、2年以内に再入国する出国について再入国許可は不要になります。また、再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「4年」から「6年」に延長されます。

施行日 いつから始まるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます。

「特別永住者証明書」は、どういうカード？

特別永住者証明書には、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。新たな制度の導入に伴い交付される特別永住者証明書の記載事項等については、以下をご覧ください。

日本国政府 特別永住者証明書 第.....号 《法律上の記載事項》 ①氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条5号ロに規定する地域 ②住居地 ③特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日 写真 法務大臣 捺印	外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されます！ 例えば、世帯主、出生地、旅券番号等は記載されません。 = 有効期間 = 16歳以上の方 各種申請・届出後7回目の誕生日まで（特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで） 16歳未満の方 16歳の誕生日まで
---	---

研修・技能実習制度の見直しについて

見直しの概要 どのように変わるの？

研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、次の活動を行うことができる在留資格「技能実習」を新たに設けます。

- ① 「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」
 - イ 海外にある合併企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動（企業単独型）
 - ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監督の下で行う活動（団体監理型）
- ② ①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事するための活動

これにより、雇用契約に基づく技能等修得活動は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されるようになります。また、①から②への移行は、在留資格変更手続により行うこととなります。

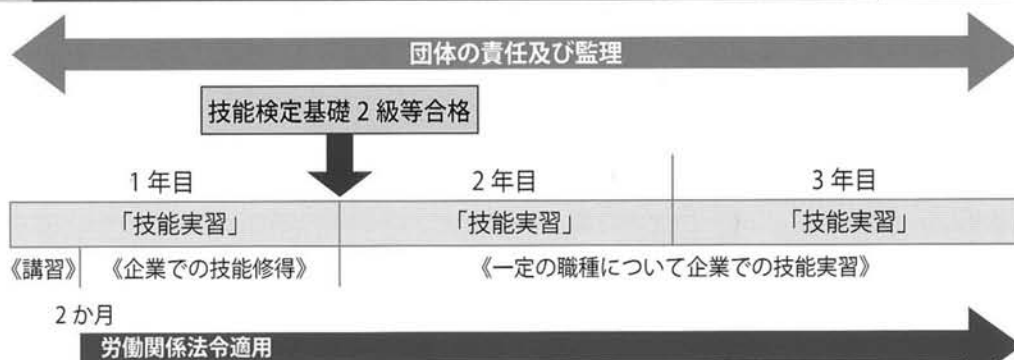
その他以下の事項について、今後関係省令の改正等を行う予定です。

- ・受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化
- ・重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長
- ・送出し機関と本人との間の契約内容の確認の強化 など

施行日 いつから変わるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から1年以内の政令で定める日から施行されます。

改正後の「技能実習」受入れ概要図（団体監理型）



その他の改正事項

▶ 在留資格「留学」と「就学」を一本化します。

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化するものです。なお、法律の施行後、活動内容に変更がなければ、現在「就学」の在留資格を有する学生の方が「留学」に変更する必要はありません。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

▶ 入国者収容所等視察委員会を設置します。

入国者収容所等視察委員会とは、入国者収容所等の視察及び被収容者との面接を行い、入国者収容所等の運営に関し、入国者収容所長等に意見を述べ、もって、警備処遇の透明性の確保、入国者収容所等の運営の改善向上を図るために設置されるものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

▶ 在留期間更新申請等をした方について在留期間の特例を設けます。

在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる規定を設けるものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

▶ 上陸拒否の特例を設けます。

上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、改めて入国審査官、特別審査官、法務大臣と三段階の手続を経て上陸特別許可を行わずに、入国審査官が上陸許可の証印をできるようにする規定を設けるものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

▶ 乗員上陸の許可を受けた方は乗員手帳等の携帯・提示義務が生じます。

現在の入管法では、乗員上陸の許可を受けた外国人については、乗員上陸許可書の携帯・提示義務が課せられていますが、乗員上陸許可書には顔写真が貼付されていないことから、乗員上陸許可書を所持する外国人が、乗員上陸の許可を受けた者であるか否かを即時的に確認するために、乗員上陸許可書に加えて、顔写真が貼付されている旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課すこととしたものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から6月以内に施行】

▶ 不法就労助長行為等に的確に対処するために退去強制事由等を設けます。

新たな退去強制事由として、次のものが加わります。また、資格外活動許可の取消しに係る規定を設けます。

- 他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的での、偽変造文書等の作成等を教唆・助長する行為をしたこと
- 不法就労助長行為をしたこと
- 資格外活動の罪により禁錮以上の刑に処せられたこと

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

（注）施行日は、政令で定めます。

Q & A

Q 1 現在持っている外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要はありますか。

A 新たな在留管理制度導入後、直ちに在留カードに換えていただく必要はありません。(もっとも、希望される場合には換えることができます。)改正法の施行期日(平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日)の時点において、新たな在留管理制度の対象者が外国人登録証明書を所持しているときは、一定期間、その外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。具体的な切替は、永住者以外の方については、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。

永住者の方については、新たな在留管理制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請していただくことが必要です。



Q 2 特別永住者証明書はいつから交付されますか。また、今までの外国人登録証明書はすぐに特別永住者証明書に換えなければなりません。

A 今までの外国人登録証明書をすぐに特別永住者証明書に換えていただく必要はありません。

改正法の施行期日(平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日)の時点において、特別永住者の方が外国人登録証明書を所持しているときは、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなります。また、その有効期間については、特別永住者の方にこれまで以上の負担をかけないという観点から、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認(切替)申請期間の始期であるその方の誕生日までとします。ただし、施行期日から3年以内に旧外国人登録法に基づく確認(切替)期間が到来する方については、施行期日から3年以内に切替をしていただければ大丈夫です。

そして、改正後の入管特例法の規定で義務付けられる届出又は申請に伴い、特別永住者証明書へ切り替えていくほか、特別永住者の方が自ら希望して申請すれば、特別永住者証明書への切替えができます。

その他のQ & Aは、ホームページをご覧ください。

手続等についてのお問い合わせ先

札幌入国管理局	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	TEL 011-261-7502 (代)
仙台入国管理局	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	TEL 022-256-6076 (代)
東京入国管理局	〒108-8255	東京都港区港南 5-5-30	TEL 03-5796-7111 (代)
成田空港支局	〒282-0004	千葉県成田市古込字古込 1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222 (代)
横浜支局	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	TEL 045-769-1720 (代)
名古屋入国管理局	〒455-8601	愛知県名古屋市中区正保町 5-18	TEL 052-559-2150 (代)
中部空港支局	〒479-0881	愛知県常滑市セントレア 1-1 CIQ 棟内	TEL 0569-38-7410 (代)
大阪入国管理局	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	TEL 06-4703-2100 (代)
関西空港支局	〒549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地	TEL 072-455-1453 (代)
神戸支局	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	TEL 078-391-6377 (代)
広島入国管理局	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	TEL 082-221-4411 (代)
高松入国管理局	〒760-0033	香川県高松市丸の内 1-1	TEL 087-822-5852 (代)
福岡入国管理局	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400 (代)
那覇支局	〒900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15	TEL 098-832-4185 (代)
外国人在留総合 インフォメーション センター	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 (仙台入国管理局内)	TEL 022-298-9014
	〒108-8255	東京都港区港南 5-5-30 (東京入国管理局内)	TEL 03-5796-7112
	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7 (東京入国管理局横浜支局内)	TEL 045-769-0230
	〒455-8601	愛知県名古屋市中区正保町 5-18 (名古屋入国管理局内)	TEL 052-559-2151 ~ 2
	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53 (大阪入国管理局内)	TEL 06-4703-2150
新宿外国人センター	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29 (大阪入国管理局神戸支局内)	TEL 078-326-5141
	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 (広島入国管理局内)	TEL 082-502-6060
	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内 (福岡入国管理局内)	TEL 092-626-5100
法務省入国管理局	〒160-0021	東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11 階	TEL 03-3209-6177
法務省入国管理局	〒100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	TEL 03-3580-4111 (代)

ホームページの御案内

改正法の内容については ▶ <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

法務省 <http://www.moj.go.jp/> 入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>



広報部

広報部長 竹内 崇

國井会長が茨城放送（IBS）に出演されました。

行政書士広報月間である10月、各支部の協力のもと、茨城県内各地で無料相談会が開催されました。10月5日(月)には、國井会長が茨城放送（IBS）の本社スタジオを訪問し、同社の看板番組『夕刊はっと』に出演され、行政書士制度の説明、広報月間のPRをされました。國井会長のトーク（しゃべり）は見事でただただ感服するばかり。この模様は生放送されました。

また、10月9日(金)に『水戸駅ビル エクセル』で開催された無料相談会（水戸支部主催）には、茨城放送が取材に訪れ、その模様も現場から生中継で放送されました。準備段階からご協力を賜りました、畠山業務部長を始めとする水戸支部の皆様にはこの場をお借りして、感謝申し上げます。

本年度の広報月間において、広告媒体の1つであるラジオを最大限活用し、全県に行政書士制度のPRができたことは、収穫でした。多大なるご支援を賜りました茨城放送関係者の皆様に改めて御礼申し上げます。

来年の広報月間においては、他の広告媒体の活用も視野に入れながら、新たなPR戦略を展開できればと思います。予算との絡みもありますが……。



**行政書士が
無料相談会**

水戸
県行政書士会（国井
豊会長）は、今月の「行
政書士制度広報月間」
に応じた写真。

に合わせ、県内各地で無料相談会を開いている。9日は水戸支部の相談会が水戸市のJR水戸駅ビル「エクセル」などで開かれ、当番の行政書士が相談に応じた写真。

相談内容は事業経営に必要な許認可申請、会社設立、相続・遺言、農地転用や開発行為の許認可など。同支部の畠山徳男業務部長は「行政書士の仕事を多くの人に知ってもらい、困りごと相談の窓口として利用してほしい」と話した。

相談会は今月末まで支部ごとに市役所や公民館などを会場に行われる。問い合わせは同会 ☎029（305）3731。

10月11日 茨城新聞掲載



業務研修部

業務研修部長 木村 司

活動状況報告

下記のとおり9月、10月に実施しました研修およびその後の予定につきましてご報告をいたします。

1. 実施しました研修

①新入会員登録時研修

9月29日(木)：3人 当ビル小会議室 13時30分から16時

10月26日(月)：3人 同上

- ・今後とも、毎月の月末頃に実施します。

②民法（相続遺言）研修

- ・9月2日(木) 13時30分から当ビル大会議室で実施しました。
- ・内容は、相続・遺言にかかる諸問題について講義していただきました。
- ・講師は水戸合同公証役場の小野田公証人
- ・受講者：106名

③実務研修（第1回初級者対象）

- ・9月9日(木) 13時30分から当ビル中会議室で実施しました。
- ・内容は、会社設立から建設業・産廃収集運搬業・農地転用許可までを関連性をもって講義しました。
- ・講師は業務研修部長 木村 司
- ・受講者：72名
- ・申込の段階で、キャンセル待ちの方がいらっしゃいましたので、来年3月4日(木)に再度、同じ研修を実施します。

④第1回成年後見基礎研修

- ・9月28日(月) 14時から茨城県総合福祉会館で実施しました。
- ・県主催 講師は社会福祉法人 聖蘭会
- ・対象者を一般県民に開放されている研修会で、これに参加する形をとりました。
- ・受講者：87名

⑤実務研修（第1回中上級者対象）

- ・10月2日(金) 13時30分から当ビル大会議室で実施しました。
- ・内容は、建設業許可、経営事項審査の留意点、営業停止、許可取消諸事例からの課題、問題点

の考察として、主にあらかじめ受講申込者からの質問や要望に答える方式としました。

- ・講師は県庁監理課建設業担当者 2 名
- ・受講者：60 名

⑥実務研修（第 2 回初級者対象）

- ・10月13日(火) 13時30分から当ビル中会議室で実施しました。
- ・内容は、外国人の在留認定、帰化、国籍取得、外国人の相続について関連性をもって講義しました。
- ・講師は業務研修部長 木村 司
- ・受講者：59 名

⑦第 2 回成年後見基礎研修

- ・10月20日(火) 13時30分から当ビル大会議室で実施しました。
- ・内容は、成年後見業務の概論及びその心構えについて講義しました。
- ・講師は企画開発部副部長 安 圭一
- ・受講者：88 名

⑧第 1 回経営財務研修

- ・10月31日(土) 10時00分から15時00分
学校法人 常磐大学で実施しました。
- ・内容は、経営倫理と財務管理で各 2 時間ずつ講義をいただきました。
- ・講師は、経営管理が村山 常磐大学教授、財務管理が文堂 常磐大学准教授
- ・受講者：32 名

2. 今後実施します研修（日程順です）来年 1 月までの研修です。

①新入会員合宿研修

- ・11月13日(金) 13時から14日(土)12時まで
1泊2日で、いこいの村湖沼で実施します。
- ・内容は、事務所経営と事例演習、体験談の発表と質疑応答です。
- ・講師は、事務所経営が古川企画開発部長、業務研修部部員
- ・受講者：13 名

②実務研修（第 2 回中上級者対象）

- ・11月20日(金) 13時30分から当ビル大会議室で実施します。
- ・内容は、産業廃棄物処理業の許可申請時における問題点と課題、行政処分の流れと実際、許可をめぐる今後の動向と展望についてです。
- ・講師：県庁廃棄物対策課担当者
- ・受講申込者：48 名

③第 3 回成年後見基礎研修

- ・11月25日(火) 13時30分から当ビル大会議室で実施します。
- ・内容は、日本行政書士会連合会が作成した中央研修所「成年後見」を使用して講義します。

- ・講師は企画開発部副部長 安 圭一

④実務研修（第3回中上級者対象）

- ・12月4日(金) 13時30分から当ビル大会議室で実施します。
- ・内容は、前半が農地転用許可申請時における問題点と課題、農地転用後のフォローと行政処分の実際、農地転用をめぐる今後の動向と展望で、後半は、小規模宅地開発行為許可申請時における問題点と留意点、許可後のフォローと行政処分の実際、小規模宅地開発行為をめぐる今後の動向と展望についてです。
- ・講師：県庁農政企画課担当者
県庁建築指導課担当者

⑤パソコンCAD研修

- ・12月5日(土)と12月12日(土)ベルコム水戸で実施します。
- ・毎年実施しているCADの研修です。

⑥第4回成年後見基礎研修

- ・12月15日(火) 13時30分から当ビル大会議室で実施します。
- ・内容は、日本行政書士会連合会が作成した中央研修所「成年後見」を使用して講義します。
- ・講師は企画開発部副部長 安 圭一

⑦第5回成年後見基礎研修

- ・1月6日(火) 13時30分から当ビル大会議室で実施します。
- ・講師は外部講師（県職員ないし公証人）を予定しています。

⑧実務研修（第4回中上級者対象）

- ・1月12日(火) 13時30分から当ビル大会議室で実施します。
- ・内容は、自動車保管場所証明、道路使用許可および風俗営業許可、古物商許可についてです。
- ・講師：茨城県警察本部 交通規制課 担当者
茨城県警察本部 生活安全総務課 担当者

⑨実務研修（第3回初級者対象）

- ・1月21日(火) 13時30分から当ビル中会議室で実施します。
- ・内容は、運送業許可と許可後の売掛債権回収を見据えた決算営業報告・変更届の作成について予定しています。
- ・講師は橋本企画開発部員および業務研修部長 木村 司

3 補助者研修の実施について

来年2月から3月にかけて補助者を対象とした研修会を初めて実施します。

内容は、行政書士倫理と不当要求防止の意識向上を予定しています。

場所は、県内3ヵ所（ひたちなか商工会議所、土浦市の国民宿舎 水郷、つくば市の大穂公民館）を予定しています。

4 新入会員合宿研修を実施しました

さる11月13日から14日にかけて、いこいの村涸沼で実施しました、新入会員合宿研修会に参加されました13名の会員の方から貴重なご意見とご感想をいただきました。

業務研修部といたしましては、皆様からいただきましたご意見を参考にして、今後とも、より一層充実した研修を実施してまいります。参加いただきました新入会員の皆様ご苦勞さまでした。そしてありがとうございました。

(水戸支部 田口さん)

- ・泊付きの研修会はいろいろと具体的な話等ができて大変有意義であった。
- ・今までになく大変参考になった。もう少しゆとりがあればよかったと思う。

(水戸支部 柴本さん)

- ・少人数によるたいへん密度のある研修であった。
- ・懇親会にて飲食をともにすることにより、本音の話し合いができた。

(水戸支部 関さん)

- ・先輩の事務所経営のアドバイス大変参考になった。
- ・今回の研修で仲間がまた増えた。
- ・他士業との交流の場もあったらよいと思う。

(水戸支部 三瓶さん)

- ・先輩の体験談や事例演習ととても充実した研修であった。
- ・出席した同期の皆さんと近づきになり非常に満足している。
- ・今回参加されなかった先生方も参加された方がよいと感じた。

(水戸支部 吉田さん)

- ・充実したカリキュラムであった。
- ・同時期開業の仲間の集まりであり、懇親会ではそれぞれの思い、悩み等が理解でき非常に有意義であった。
- ・引き続き事例に基づいた研修をお願いしたい。

(県南支部 西本さん)

- ・実務に即した実践的な研修で非常に役に立った。
- ・先輩と夜遅くまで様々な話を聞け、県内各地の仲間とざっくばらんに話ができ、横のつながりが強くなった。こんな機会はそうない。

(県南支部 小室さん)

- ・時間の関係上やむを得ないと思うが、研修の進行が早かった。
- ・楽しかったが、また同時に自分の不勉強に気付いた。

(県南支部 児島さん)

- ・講師が非常に親切で話の内容も理解しやすかった。
- ・経験が不足していることを実感した。
- ・既存以外の新しい分野の研修に興味がある。今後とも積極的に研修に参加しようと思う。

(県南支部 馬場さん)

- ・実務研修は役にたったが、少し時間が足りなかった。もう少し時間をとってほしい。
- ・入管業務の研修も入れてほしい。
- ・同期会のような会を作りたい。

(県南支部 川根さん)

- ・体験談が大変参考になった。時間配分もよかったと思う。
- ・農地転用の研修も入れてほしい。
- ・気軽に意見発表ができたのでよかったと思う。

(県南支部 小関さん)

- ・自己紹介をする場がほしかった。
- ・事務所経営のノウハウや具体的実務のケーススタディーは非常に良い内容であった。講師の熱心な説明でよく理解できた。

(県南支部 脇坂さん)

- ・参加者が13名と以外に少ないと感じた。研修の趣旨から大勢の参加が必要ではないかと思う。
- ・新入会員といっても幅が広いので、その辺の状況を把握して研修に反映してほしい。
- ・実務演習のうち相続関連は役に立った。成年後見の研修もこの研修に取り入れてほしい。
- ・昼間の講義のみならず懇親会での意見交換にこそ意義があるものと理解している。その点で今回の研修は誠に有意義であり同胞の志を得たと感じた。

(鹿行支部 田向さん)

- ・懇親会ではざくばらんな話ができよかった。
- ・体験談や相続関係図、遺産分割協議書の作成は参考になった。





IT推進部

高度電子情報通信部長 石井 徹

名称を変更しました

去る9月24日に開催されました第3回理事会におきまして、高度電子情報通信部の名称を「IT推進部」へ変更することにつき承認いただきましたのでご報告申し上げます。

理由：電子申請を始めとするインターネット等による情報・通信の流れはさらに加速され、IT革命は既に革命ではなく普段の生活に身近に入り込んでいる。そんな中、我が茨城県行政書士会も職域の確保・拡大のためだけではなく広く情報・通信技術を使い、効率よく業務をこなすことが求められる。

既に情報・通信技術（Information communication Technology：ITと略す）は高度なものではなく、さらに会員・県市町村等に対し推進していかなければならないことから、上記の名称に変更したい。

電子政府オンライン申請体験フェアに参加して

去る10月21日(木)東京国際フォーラムにおいて、今年で第5回目となる「電子政府・オンライン申請体験フェア」が開催され、本会より嶋田担当副会長を始め、石井部長以下IT推進部3名で参加して参りました。

本フェアは日本行政書士会連合会も後援に名を連ねており、主に各士業者や企業の経理担当者等に対して、電子政府の現況を紹介し、オンライン申請の普及促進を図ることを目的として開催されるものです。

内容としては、東京工業大学 大山永昭教授の基調講演を目玉に、各省庁がブースを出展し、担当者の説明を受けながら各種オンライン申請の疑似体験を行えるというものです。当部員が参加した幾つかのブースにつき、その感想を以下に記します。

●自動車保有関係手続のワンストップサービス（国土交通省）

新車登録に際し、車庫証明書を含む自動車登録関連手続を一括してオンライン申請できる手続です。利用率は徐々に向上してきているとの話でしたが、自動車ディーラーや、先進的な取り組みを行う個人ユーザーの利用が増えてきている為と考えられ、我々行政書士に直接的なメリットがあるとは言えないのがシステムの現況です。車庫証明書類のみのオンライン申請が可能になる等、今後の改善が期待される分野です。

●不動産登記に係る登記事項証明書のオンライン請求（法務省）

登記事項証明書をオンラインにて請求、取得できる手続です。今回のフェアでは「不動産登記」と銘打たれておりましたが、商業登記についても同様であり、共に行政書士業務に関連が深いものです。請求手続に際し1-G等の電子証明書取得が不要な上、手数料も700円と窓口取得に比べて割安なメリットがある為、オンライン申請の手始めとして取り組むのに最適と感じられました。

●商業登記に基づく電子認証制度（法務省）

法人の電子証明書取得に関する手続です。ワークショップ（スクール形式の簡易的な研修）に参加しました。作業自体は容易なのですが、市販のソフトウェアを購入する必要があるのは難点と感じられました。しかし、法人は個人と比べて官公庁への申請機会も多いと考えられる為、今後電子申請可能な分野が拡大されていけば、電子認証を取得する法人も急速に増えるように思われました。

全般的に各プレゼンテーションやブースは盛況で、オンライン申請への関心の高さが感じられました。実際の行政書士業務への反映としては、オンライン申請手続の各々に簡単とは言い難いマニュアルやそれに伴う作業が付随する為、あれこれ一度に手を出すより、各事務所の状況に応じて導入に優先順位を付け、一つずつ腰を据えて習得していくのが得策のように思われました。

最後に、この様な有意義なイベントへの参加機会を与えて頂いた、本会会長、事務局長に感謝申し上げます。



綱紀委員会

はや今年も晩秋 11 月となり、北風の吹く季節となりました。

昔から思わぬ結果を生ずる事のたとえに、「風が吹けば桶屋が儲かる。」という言葉があります。釈迦に説法を覚悟で説明しますと、風が吹くと、砂埃が立ち、眼病を患う人が増え、そして盲人が増える。盲人の多くは三味線を弾いて生計を立てる。それで三味線が売れ、三味線に張る猫の皮が不足し、猫は捕まえられて居なくなり、ねずみが増える。増えたねずみが桶をかじり孔を空けるので、桶屋の仕事が増える。ということで、最後は桶屋が儲かるということだそうです。

最初と最後は一見何の関係も無いことなのにちゃんと関連づいているので、面白いたとえとして使われてきたのだと思われます。

この場合、桶屋さんは商売繁盛で結構なことなのですが、最終結果に良くないことを想定すると話は深刻になります。

もしも、桶屋さんを儲けさせなくしようと思ったなら、砂埃が立たないように道路を舗装してしまうとか、桶をプラスチックにしてしまう、あるいは子猫を大規模に売り出す新ビジネスを起こす等がなされれば、桶屋さんは儲からなくなってしまうかもしれません。それは原因と結果の結びつきがその場所で切れてしまうからです。

全て重大な事故が発生するときには必ず原因があり、その原因が取り除かれれば事故は起きないはずです。さらにその直接的な原因の一つ前にもそれが発生する原因があり、それを取り除けばその発生が防止でき、ひいてはその後の最悪の事故の発生も防止できるはずです。小さな原因と結果のセットが幾つも繋がり、その最終結果として、大きな事故が発生してくるという考えが成り立ちます。

現在の綱紀委員会には、極めて不適切な案件の報告と並んで、会費滞納の報告が毎回のようになっています。

ごく限られた会員に関することで、それほど大問題視しなくても良いのではないかとも思われがちですが、考えてみますと、行政書士会は、会費以外に主要な収益の手段を持っていません。ですから、日々発生しているはずの、その人たちが負担すべき費用を、他の会員が直に肩代わりしていることになります。会員の権利を行使しつつも、自分の都合だけを優先して、会則に目をつむり、督促に耳を貸さずに滞納を続ける事は、他の多くの会員の優しさに甘え、事務関係者に迷惑をかけている訳で、決して見過ごすことの出来ないことであります。

会費滞納と、昨今の行政書士全体の信用を揺るがすような事件とが、容易に結びつくとは思われませんが、無関係だとも言い切れません。複雑な現代社会の事象を対象に業務を行う私達の組織の中で、規律・規範のたがが外れてしまったかに思える会員の行為、あるいは不作為は、由々しきことと感ぜざるを得ません。それ以上の重大事案に進まぬように、又、悪い空気の醸成や波及という、負の方向への連鎖を断ち切れるような活動を行きたいと思って居ります。

(綱紀委員長 黒澤 清)

水戸支部だより

263名

◎ 「成年後見制度・介護保険制度」の施設見学研修が行われる

日 時 平成21年10月21日(水)

午前9時～午後4時

見学施設

- ① ユーアイの家（社会福祉法人ユーアイ村 特別養護老人ホーム）
- ② ユーアイキッチン（〃 障害福祉サービス事業所）
- ③ 育心園（社会福祉法人清香会）……知的障害者更生施設、通所

秋晴れに恵まれ、水戸支部有志14名は、橋本哲プロドライバーのバスに乗り込み、颯爽と出発致しました。

まず、はじめの研修施設は特別養護老人ホーム、ユーアイの家であります。

ユーアイの家施設長、藤澤康彦氏の真摯で丁寧な説明を受け、特別養護老人ホームの現状を垣間見ることができました。

従来は、病院型のホームが主流でありましたが、ここのホームは、ユニットケア型と言って、10人が一組となって、その10人でプライベート空間を共有し、生活の場を作り上げて、その他あらゆる活動や情報交換を行うというものでありました。この10人一組を1ユニットとし、7ユニット70床のホームでありました。

今後は、このユニットケア型が主流となり、末永くゆっくりと暮らせるプライベート空間を尊重する老人ホームが好まれていくと思われます。

ちなみに、ユーアイの家に入居を待っている人は80人程だということであります。

<取材日記>

鳩山首相が友愛をキャッチフレーズに愛ある政治を唱えておりますが、ユーアイの家はなんの関係もないようであります。漢字の「友愛」ですと、意味は限定されてしまいますが、片仮名の「ユーアイ」ですと、「友愛、Y o u & I、言う愛」と言う具合に想像が膨らみます。「ネーミングは鳩山首相を凌ぎましたね。」と声をかけると、施設長はうれしそうにうなずきました。

鳩山政権には、まず、戦後の日本の復興のために粉骨砕身頑張ってきた先輩、ましてや戦争までやってきた先輩たちが、老境にさしかかっているわけですから、まずはそういう方々に友愛の手を差し伸べて頂きたいと願ってやみません。

一行は次に、取り合えずお昼にしようと言う訳で、水戸支部屈指のグルメ新井志津香理事の先導で、何とかと言うイタリアンレストランへ向かいました。

このレストランはサラダバーが充実しておりまして、バイキング方式でいくらでも食べて良いというものですから、ついつい食べ過ぎてしまいました。

まさに、「過腹はお皿得るままの誤とし」であります。気をつけましょう。



さて、第二の研修施設は社会福祉法人清香会育心園であります。

この育心園は、知的障害者福祉法令、障害者自立支援法の趣旨に基づいて、自閉症の方や、ダウン症の方などの知的障害者の社会的自立を手助けする施設でありまして、軽作業と文化余暇活動をメインに、利用者を手助けする通いの施設です。



我々一行は、園長の舟木伸一氏による熱心な講義に耳を傾け、知的障害者施設の現状と直面する課題を学び、質疑も盛んに飛び交い実に有意義な研修となりました。

<舟木園長談>

国の施策が目まぐるしく変わりすぎる。国家の貧困な予算のしわ寄せをもらにかぶってしまう事業であり、事業者は大変混乱している。

そして最後の研修施設は、午前中にお伺いした社会福祉法人ユーアイ村の事業の一つであるユーアイキッチンというお弁当屋さんであります。

このお弁当屋さんは、水戸市の千波町にある茨城県総合福祉会館内の1階にあります。やはり、知的障害者や身体的障害者の方が、お弁当の製造と販売という作業を通じて自立を支援する施設であります。

お弁当の業界は競争も厳しく、「一般企業と渡り合うクオリティーを、いかに確保できるかが最大の課題だ。」と大藤哲平施設長は力強く述べておられました。ユーアイキッチンのお弁当は種類も豊富で価格もリーズナブル、そして栄養バランスもとれております。お近くの方は是非一度、お寄り頂いて食べてみてください。

<大藤施設長談>

障害者自立支援法に翻弄されている現状がある。このたびの政権交代によってまた変わるのだろうが、弱者に目を向けた筋の通った政治をして頂きたいものだ。



そして一行は、ほぼ時間通り無事集合場所である水戸市総合運動公園に戻ったのであります。

ここで一句

哲やんのドライブテクや天高し

◎ 平成 21 年度 10 月行政書士広報月間無料相談会が行われる

10月7日、水戸市役所相談会場を皮切りに水戸支部9会場におきまして、10月広報月間無料相談会を開催致しました。総勢37名の相談員が、各会場に分かれ対応致しました。

11月6日(金)に、無料相談員となられたメンバーによる反省会が行われ、問題点や改善策が話し合われました。

(主な意見)

1. 相談者が集中する会場と、ほとんど来ない会場があり、人数の調整が必要なのではないか。
2. 全体的に相談件数が減っている。
3. 通りすがりの相談者はほとんどあり得ないので、誘致手段が大事であり、会場の選択も重要な要因である。
4. 土曜、日曜の相談会も考えたほうが良いのではないか。
5. 宣伝としてポケットティッシュの配布をしたらどうか。
6. 相談内容については、相続に関する相談が多いが、行政書士の本分である許認可に関わる相談が少ない。

<相談会場と日時>

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 水戸市役所市民相談室 | 10月7日(水) |
| 2. 水戸駅エクセル6階催事会場 | 10月9日(金) 10月10日(土) |
| 3. ひたちなか市役所一階ロビー | 10月15日(木) |
| 4. ひたちなか商工会議所3階 | 10月14日(水) 10月28日(水) |
| 5. 城里町役場第二庁舎一階会議室 | 10月9日(金) |
| 6. 笠間市友部公民館一階会場 | 10月10日(土) |
| 7. 小美玉市役所一階相談室 | 10月13日(火) |
| 8. 大洗町中央公民館視聴覚室 | 10月14日(水) |
| 9. 茨城町福祉センターゆうゆう館 | 10月15日(木) |

相談員の皆様、どうもお疲れ様でした。



水戸八幡宮 菊まつり



(通信員 和田勝則)

県南支部だより

367名

第2回業務研修会開催

日時： 平成21年 9月19日(土)午後1時

場所： 牛久市生涯学習センター

内容： 相続と税について

講師： 税理士 佐藤 修一 先生

出席者 70名

県南支部では、9月19日に税理士の佐藤修一先生を講師に招き相続手続きや相続税などの業務研修を行ったあと、ボーリング大会を実施しました。

年配の会員や、若い会員など多数の方の参加をいただき、熱気あふれるゲームを展開しました。私も30年ぶりにボーリングのボールを手にして、若さを取り戻した気分でした。

これまでに例のない新たな企画に、参加者はそれぞれ格別の交流と親睦を深めることが出来たと思います。通常の業務研修会に加えて、これらの企画を考えてくれた若手の理事には、心から感謝申し上げますとともに、今後も益々の交流と親睦を深めながら、今後なお一層堅実な県南支部を作り上げてくれるものと期待しております。

(県南支部長 茅場 俊彦)



(通信員 塚本 もと)

県西支部だより

238名

◎ 支部月刊誌「県西の風」発行状況

＊9月1日 第100号（A4判 80頁）

〔支部事業〕 田川誠一（元自治大臣）との交流
行政手続一覧（茨城県）⑧

〔県内市町村案内〕 Ⅲ 坂東市

〔統計〕 県の許認可処理の実態⑧

〔官報〕 税理士懲戒処分

〔業務手引〕 実務事例Ⅲ 産廃収集運搬
労働保険制度
労働基準法改正
給付金制度
中小企業の会計 問答（終）

〔スクラップ〕

〔隣接士会〕 社会保険労務士の電子申請

〔質疑応答〕 駐車場の管理責任

〔法改正〕 労働基準法②

〔参考資料〕 賃貸更新料無効判決
大不況

〔雑学〕 自動車事故

〔支部会員の動静〕 〔県内会員数〕

〔研究〕 法とは何か③

＊10月1日 第101号（A4判 80頁）

〔支部事業〕 古河市長選挙・討議資料
行政手続一覧（茨城県）

〔県内市町村案内〕 Ⅳ 常総市

〔支部会員の動静〕 〔県内会員数〕
鈴木良雄会員に求刑

〔統計〕 県の許認可処理の実態⑨

〔業務手引〕 農地改良制度
実務事例Ⅲ 産廃収集運搬業
旅行業・契約規則

〔スクラップ〕

〔研究〕 行政法・国際法
登録制（1）
法とは何か④
住所・住民・地方公共団体 上

〔雑学〕 動体視力

〔参考資料〕 更正請求の拒否処分取消

社労士電子申請
 [隣接土会] 遺言・遺産分割
 [健康] 紫外線

◎ 「会議 FAX 通信」を発信

- * 9月7日 No.148 支部の無料相談は、これでよいのか？
 建退共から回答
 提案、続々
 本会事務所での、無体な行為問題で
- * 9月8日 No.149 山崎新一郎支部理事からの発言
 1. 支部無料相談の現状について
 2. 水戸支部での取り組みについて
 3. 県南支部でのソフトボール大会について
- * 9月12日 No.150 古河市長選 小久保忠男氏(旧古河市長)立候補表明
 山崎新一郎支部理事の発言について[新井 毅 副支部長]
 日行連第一業務部会議への参加について(通知)
- * 9月15日 No.151 新井 毅 副支部長、日行連第一業務部 専門員に
 古河市長選 菅谷憲一郎氏(元総和町長)立候補表明
- * 9月18日 No.152 建退共証明で一步前進
 本会電話相談員に水柿勝彦支部理事が
- * 9月29日 No.153 行政書士試験・監督員等の募集について
- * 10月3日 No.154 試験監督員、あと4名。至急申込を！
- * 10月5日 No.155 古河市長選挙、惜敗・小久保候補
 本会理事会も活性化。支部理事も論戦参加
 新年事始め・研究会の課題募集
- * 10月5日 No.156 相続・遺言で研究を[水柿勝彦 支部理事]
- * 10月11日 No.157 水柿勝彦支部理事の相続・遺言の研究について[高橋政夫 支部理事]
- * 10月14日 No.158 古田・支部前相談役、余命今月持たない？
 無料相談の結果 3件
- * 10月15日 No.159 日行連社労部会へ出席して(報告)[柴山 茂 副支部長]
- * 10月27日 No.160 水戸支部会員から、礼状
 日曜、無料相談の結果 5件
- * 10月29日 No.161 柴山副支部長の活躍で活性化するか？ 日行連一社労関係
 (通信員 倉持 良信)

県北支部だより

103名

◎ 行政書士制度広報月間無料相談会実施

あわただしく、月日が過ぎ去る中、今年度の無料相談会が各地で催された。開催地は以下の通り。

- ・10月3日 北茨城市
市民ふれあいセンター
- ・10月10日 日立市
イトーヨーカドー日立店
- ・10月17日 日立市
日立シビックセンター
- ・10月24日 常陸太田市 かわねや
- ・10月31日 那珂市 ジャスコ那珂店

相談内容は土地・相続の相談が中心となった。

◎ 北茨城市「雨情の里港まつり」に参加

去る11月1日日曜日北茨城市の産業祭を兼ねた「平成21年度 雨情の里まつり」が催された。茨城県行政書士会県北支部は今年度もこれに参加し、相続、遺言、会社設立等の相談を中心として無料相談会を実施した。本会の國井会長も応援に駆けつけていただき、盛況のうちに終了した。

◎ 日立市 行政書士相談窓口設置

県北支部三役のご努力により、日立市市役所 市民相談室において月に一回程度のペースで予約制の無料相談窓口が開設された。9月9日よりスタートしており、相続等を中心として相談を実施している。今後、他の市町村にも順次開設していきたいと考えている。行政書士が地域に良いイメージで根付いていけるよう会員一人ひとりの研鑽が期待される。

(通信員 楠見 豊)

鹿 行 支 部 だ よ り

71名

◎ 行政書士無料相談会

10月3日(土)鹿行支部の無料相談会が、鹿嶋市（ショッピングセンターチェリオ）と潮来市（潮来市立公民館）の2会場で開催されました。

この日は時折雨が降るあいにくの天気でしたが、8件の相談がありました。

（相続・遺言3件・労災1件・土地賃貸借契約書1件・借金問題1件・交通事故賠償問題1件・離婚での親権問題1件）

相談時間は10時からでしたが、無料相談会を市の広報誌で知り10時前から待っていた方もおりました。相談に見えた時は、暗い表情をしていた方たちも、相談員の適切なアドバイスに明るい表情で帰られていました。無料相談会を開催することにより、社会に貢献できることは、行政書士としてたいへんうれしく充実感のあることでした。

当日、相談員として参加されました園部・吉川・村田・久米・島田・関口・田向・鈴木各先生方お疲れ様でした。



◎ 支部親睦旅行案内

鹿行支部親睦旅行の計画が決まりました。

新年を迎えての平成22年1月22日～24日までの2泊3日、秋田県新玉川温泉にて「何もしない癒しの旅」です。日頃ゆっくりと休む暇もなくお仕事に励んでいる会員の方たちに、何もしないという時の贅沢を感じ取っていただけたらと思います。

旅行実行委員の先生方よろしくお願いいたします。

（通信員 小嶋 幸江）

政治連盟ニュース

民主党議連再スタートの意味するところ、 大きな期待！

茨城県行政書士
政治連盟会長

國 井 豊

日政連副会長の立場から、千葉景子法務大臣、赤松広隆農林水産大臣その他政務官など、政府の主要メンバーを訪問し、制度の充実推進を要請する機会を得ました。これまでもお伝えいたしましたとおり、お会いした方々は野党民主党時代においても、行政書士制度に理解を示され、法改正に力強いご尽力をいただきました。政権政党の一員となられ、さらなるご支援、ご協力を期待することができるでしょう。

ところで、小沢一郎幹事長の方針により、一部を除いて議員立法を認めない方向性が示されました。官主導から政治主導による政府の意思決定システムへの転換は、だれもが大きく期待するところであり、国民の視点に立った新システムへの一日も早い移行を待ち望みます。しかし、私たちの代表である国会議員自らの手による立法システムの実質上廃止は、族議員根絶という大義名分があるとはいえ、今ひとつ理解し難く、国会議員にはその趣旨を鑑み、きわめて慎重な対応を願うばかりです。

一方、制度推進議連については、赤松会長のお力添えにより、11月19日衆議院第一議員会館において新たなメンバーへの呼びかけのもと、再出発いたします（執筆時予定）。200名を超える加入希望者があり、この数字から、行政書士制度への関心の高さが窺えます。会合には、日政連と日行連の執行部が出席し、法改正重点要望（4項目）や制度の推進を働きかけます。議員立法の行方が混沌とする中、議連の再構築は、行政書士法が従来どおり議員立法で改正されることを、担保する証左の一つとして捉えることができるのではないのでしょうか。歓迎したいと思います。

茨政連では、日政連の方針の下、議連加入の促進、制度の普及啓蒙、法改正への理解のため、県選出国会議員と、より一層連携を強化してまいります。

会員の皆様のご理解、ご協力を伏してお願い申し上げます。

平成21年度第3回幹事会

平成21年9月24日(木)15:20より開発公社会議室において第3回幹事会を開催、次の議題が審議されました。

出席 会長、副会長、常任幹事、幹事 合計30名
オブザーバー出席 会計監事 合計2名

【報告事項】

- ① 衆議院議員総選挙の総括と今後の政治連盟活動について
 - ☆ 県内の推薦候補者9名のうち、選挙区2名、比例区3名が当選。
新政権の運営をしっかりと見極めながら、日政連の活動方針に沿って対応する。
地元選出議員への制度推進議連加入促進活動を積極的に展開する。
- ② 茨城県知事選挙、茨城県議会議員補欠選挙、行方市長選挙
 - ☆ 茨城県知事選挙について
現職 橋本昌知事の5選 連携強化に向けた取り組みを推進
 - ☆ 茨城県議会議員補欠選挙
(那珂郡選挙区・8月30日実施)について

県北支部副支部長 遠藤 実 会員 当選
☆ 行方市長選挙について（9月13日実施）
鹿行支部 伊藤 孝一 会員 当選

③ 古河市長選挙推薦について
☆ 県西支部 小久保 忠男 会員（63歳）
を推薦決定
9月27日告示 10月4日投開票

④ 自民党県連会長の改選について
☆ 茨城県議会議員 山口 武平 顧問
自民党茨城県連会長ご退任

参議院議員 岡田 広 顧問 自民党茨城県連会長ご就任



幹事会で挨拶する遠藤 実会員

古河市長選挙結果報告

去る10月4日に投開票が行われました古河市長選挙に、県西支部所属の小久保忠男会員が立候補されました。すでに、マスコミ報道等においてご承知のことと思いますが、大変残念な結果に終わりました。

これまで、制度の充実にご尽力を賜りましたこと、結果論ではありますが、その票数から、仮に一騎打ちであれば等々、仲間として悔しい限りです。

捲土重来を期し、活躍されますことを期待してやみません。

本当にお疲れ様でした。

自民党県連政務調査会出席

平成21年11月2日(月)県民文化センターにおいて、自由民主党茨城県連政務調査会総務企土部会関係団体懇談会が開催され、会長、阿部選対本部委員が出席し要望活動を行いました。

会費納入へのご理解ご協力を！

健全財政基盤の確立強化は、会運営の柱であり、会員の皆様には、趣旨へのご理解、ご協力を繰り返しにわたり、お願いしてまいりました。

政治連盟の活動は、行政書士制度の堅持、拡充のためのものであり、その成果は全会員が等しく享受することが出来るものであります。

未だ会費納入がお済みでない会員の皆様には、同封の振替用紙にて納入くださいますよう、あらためてお願い申し上げます。

尚、既に納入済みや行き違いの皆様には、悪しからずご了承ください。

岡田広顧問の国会報告を同封させていただきました

顧問にご就任いただいております岡田広参議院議員の国会報告等を同封させていただきました。岡田先生の地元に根ざしたフットワークの軽さや、国会での活躍ぶりが窺えると思います。どうぞご覧ください。

新入会員の紹介

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② どのような行政書士事務所を目ざしていますか？
- ③ 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
- ④ 趣味・特技はなんですか？



かね こ けん じ
金 子 健 治

昭和 45 年 8 月 22 日生

【支 部】 県北支部

【入会年月日】 平成 21 年 8 月 1 日

【電 話】 029(219)4906

【メールアドレス】 kmmknk@hotmail.co.jp

【事務所所在地】 〒319-1117 那珂郡東海村東海 1-7-6

- ① 現在、損害保険代理店で仕事をしています。ご契約者の中には建設業、運輸業などを営んでいる方たちがいらっしゃいます。直接依頼につながらなくても、良きアドバイザーになることができればと考え、目指しました。また、損害保険を扱うものとして、交通事故にも関わることが多く、保険金請求なども行政書士業務が関連していることも、行政書士をとろうと思ったきっかけとなりました。
- ② 温かく、人とのつながりを大切に、クライアントを第一に考える事務所を目ざしたいと思います。
- ③ 建設業許可申請、交通事故関連を中心に行っていきたいと思いますが、今のところは特定の業務にこだわらず、依頼のあった仕事をこなして、キャリアを身につけていきたいと思っています。
- ④ 旅行。野球・スキーなどのスポーツ。



ほり え つとむ
堀 江 勤

昭和 45 年 1 月 12 日生

【支 部】 県西支部

【入会年月日】 平成 21 年 8 月 15 日

【電 話】 0296(24)5345

【メールアドレス】 horie-office@tkcnf.or.jp

【事務所所在地】 〒308-0041 筑西市乙 1126

- ① 税理士業務に伴い、業務の範囲を拡大するため。
- ② クライアントの両手・両足となり、ユニバーサルな代理人となるような事務所。
- ③ 相続関係。
- ④ ジェットスキー、ドライブ。



せい みや かつ とし
清 宮 克 敏

昭和 38 年 12 月 8 日生

【支 部】 水戸支部

【入会年月日】 平成 21 年 9 月 15 日

【電 話】 0299(56)3738

【事務所所在地】 〒311-3423 小美玉市小川 813-1

- ① 行政経験を活かし、地域社会に貢献したいと思い。
- ② 地域に密着した信頼される事務所。
- ③ 相続関係。土地利用（農地転用、開発行為等）。
- ④ 旅行。



いの うえ しょう へい
井 上 勝 平

昭和 53 年 2 月 7 日生

【支 部】 県南支部

【入会年月日】 平成 21 年 9 月 15 日

【電 話】 0297(46)2509

【事務所所在地】 〒302-0115 守谷市守谷甲 2179-3



こ むろ ただし
小 室 忠

昭和 16 年 1 月 27 日生

【支 部】 県南支部

【入会年月日】 平成 21 年 10 月 2 日

【電 話】 0299(24)3574

【メールアドレス】 tadkom1641@sound.ocn.ne.jp

【事務所所在地】 〒315-0012 石岡市北府中 1-13-21

- ① 最初は法律に弱い自分を克服したくて行政書士の勉強を始めました。以来 2 ヶ月に一度位ずつレポートを書いては、添削していただいていた行政書士の先生が、1 年ほど前、倒れられ、手足、話しに障害ができました。これを見て、教えを頂いたことを無にしたくないことと、先生に喜んで頂くには開業することか、と考えました。
- ② 近所の人、誰でも気軽に入ってきて、相談できる、また時には、将

- 棋や囲碁をやって遊んでいてくれるような、事務所がいいですね。
- ③ 私は手話をやっている関係で、ろう者を始め、様々な障害を持つ人々と知り合います。
また、最近話題になっている老老介護や独居老人等の方々の少しでもお役にたてればと考えています。
しかし、まずはどのような案件も手がけて、何が本当に自分に合う業務なのかを見つけ出したいと思っています。
 - ④ 長年、機械に関係してきた関係でしょうか、開発や、図面を描いている時が時間を忘れます。
また今回、事務所の看板を自分で、彫刻刀で彫り漆を塗って作りました。
こんなことが好きなんです。



たけ い ひろ き
武 井 宏 樹

昭和46年5月14日生

【支部】 県西支部

【入会年月日】 平成21年10月15日

【電話】 0296(22)3689

【メールアドレス】 takeikaikei@takeikaikei.jp

【事務所所在地】 〒308-0842 筑西市一本松624-3

- ① 業務の拡大。
- ② 顧客に喜ばれる事務所
- ③ 建設業の許可申請や経審の申請等の業務。
- ④ 料理。



たけ だ てる お
武 田 光 夫

昭和31年5月27日生

【支部】 県南支部

【入会年月日】 平成21年10月15日

【電話】 029(875)9777

【事務所所在地】 〒300-1252 つくば市高見原2-11-62

- ① 行政経験を活かした資格で社会貢献したいと考えました。
- ② 依頼者の方々から信頼される事務所。
- ③ 相続関係、その他許認可等。
- ④ 特に趣味・特技はないですが、読書ぐらいです。

退会された会員

ご苦勞さまでした

退会年月日	氏 名	事務所所在地
21. 9. 16	須 子 善 哉	牛久市南6-17-14
21. 9. 17	山 下 愛 世	日立市平和町1-18-2 日立ビル4F
21. 9. 28	根 本 忠	つくば市鬼ヶ窪1108

変 更 届

変更年月日	氏 名	旧住所および電話番号	新住所および電話番号
21. 9. 24	海老沢 強	東茨城郡茨城町長岡3084-5	東茨城郡茨城町3679-2
〃	飯 野 豊	つくば市観音台1-21-3 ヴァンテアン101 ☎029-839-0133	〒305-0821 つくば市春日3-7-4 ☎029-863-6050
〃	曾 川 誠 一	日立市弁天町1-4-9 DIビル102号	〒317-0064 日立市神峰町2-9-6 101号
〃	村 田 実	潮来市日の出7-4-45 C-101 ☎電0299-80-9876	〒311-2425 潮来市あやめ2-27-14 ☎電0299-77-8546
21. 10. 6	吉 田 雅 彦	結城市結城1110	〒307-0052 結城市中央1-8-8
21. 10. 8	中 島 孝 夫	☎0296-57-6814	☎0296-57-1008
21. 10. 13	高 橋 勉	つくば市上広岡434-7 ☎029-857-7565	〒300-0876 土浦市北荒川沖町10-9 ☎029-875-6526
21. 10. 22	藤 田 一 寿	久慈郡大子町小生瀬676-2 ☎電0295-76-0900	〒319-2262 常陸大宮市下町1600-9 ☎電0295-53-5979

21. 10. 26	五木田 正 美	常総市水海道山田町4547	〒303-0006 常総市小山戸 144-1 ☎0297-22-1562 ☎0297-23-3455
21. 10. 29	稲 見 正 雄	筑西市門井126-1 ☎0296-57-5971	〒308-0054 筑西市西谷貝808 ☎0296-45-7500

補 助 者 の 動 静

雇用年月日	行政書士名	補助者名	住 所
21. 9. 28	片 平 勝 子	片 平 貴 子	筑西市赤浜30-2
21. 10. 6	関 口 美紀子	関 口 隆 之	行方市浜692
21. 10. 13	若 山 民 雄	若 山 めぐみ	石岡市石岡 2640 カズハイツ B202 号
21. 10. 28	五木田 正 美	五木田 荘 司	常総市水海道山田町4549
廃止年月日	行政書士名	補助者名	住 所
21. 10. 20	小 野 充 雄	川 崎 さとみ	那珂市額田南郷827

家 族 の 動 静

年 月 日	行政書士名	家 族	事 務 所
21. 9. 18	橋 本 哲	実 父 (死亡)	水戸市城南2-9-12 第3プリンスビル2F
21. 10. 1	雑 賀 茂	実 父 (死亡)	稲敷郡河内町長竿243

11月6日現在会員数

水戸支部	263 名
県南支部	367 名
県西支部	238 名
県北支部	103 名
鹿行支部	71 名
合計	1,042名

事務局日誌

— H21年9月～H21年11月 —

9月

- 14日 総務部打合せ（本会事務局）
24日 第3回理事会
（開発公社3階中1会議室）
29日 新入会員登録証交付式
（開発公社3階小3会議室）
行政書士試験準備打合せ
（本会事務局）

10月

- 6日 綱紀委員会
（開発公社ビル3階小3会議室）
8日 行政書士試験準備打合せ
（本会事務局）
14日 日新警備保障(株)来局
（本会事務局）
16日 行政書士試験会場筑波大学訪問
（第三学群）

- 21日 水戸地方法務局訪問（法務局）
24日 行政書士試験受験生誘導案内シュミ
レーション（筑波大学）
26日 新入会員登録証交付式
（開発公社3階小2会議室）
茨城県総務部市町村課来局
（本会事務局）

11月

- 2日 鳩山太郎元東京都議会議員・
田所顧問・高橋顧問来局
（本会事務局）
3日 行政書士試験説明会
（筑波大学 第三学群 3A棟
2階 203講義室）
5日 総務部会（本会事務局）
8日 行政書士試験（筑波大学）

通信後記

この冊子がお手元に届くころは、もう年の瀬もおしつまりお忙しい日々をお過ごしのことと思います。

4月末から世界的に広まった新型インフルエンザが大流行しはじめています。それに加えて季節型インフルエンザも……どこへ行っても手指の消毒剤が置かれていますが、利用している方はどれだけいるのでしょうか？消毒剤の脇を、横目で見て通り過ぎていく人々の多いことに気付かされます。ワクチン接種には関心が高くても、手洗いうがいの身近な予防には、それほど関心が払われていないような気が致します。

これからますます寒くなりますが、風邪などひかれませぬよう皆様の健康とご多幸を御祈念いたします。よいお年をお迎えください。

(通信員 小嶋 幸江)

編集後記

國井会長体制発足後、私を除けば広報部員、通信員は全員新たなメンバーとなり、早いもので三度目の『行政茨城』編集を終えた。新メンバーの皆様も少しずつ業務にも慣れて、編集作業等がスムーズに行えるようになってきた。心強い限りである。そして、私の無理な原稿依頼に快く(?)対応してくださっている皆様には、本当に頭の下がる思いである。皆様の協力なくして『行政茨城』は成り立たないのだから……。

誌面の更なる充実を要望されるたび、自分の力不足を痛感する。誌面構成がマンネリ化していて、少々、停滞気味？原稿を提供してくださっている多くの皆様の労に報いる為、常に進化する『行政茨城』の実現を目指します。

(広報部長 竹内 崇)

隔月・奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
(茨城県開発公社ビル5階)

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731・305-3730
IP Phone 050-7524-1489
FAX (029) 305-3732

発行者	会	長	國	井	豊
編集	部	長	竹	内	崇
	副	部	長	田	向 敏 雄

印刷所 ㈱高野高速印刷

暮らしの困りごと

行政書士に聞いてみよう!



総務省・日本行政書士会連合会・茨城県・茨城県行政書士会

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

行政書士の日記念講演会と懇親会

講演

1パーセントの挑戦

弁護士

丸山 和也 さん

1946年 兵庫県生まれ

1969年 早稲田大学法学部卒業

1970年 司法試験合格

現在 「丸山国際法律特許事務所」代表、
参議院議員

主な著書 「正義の判決」

「行列の出来る丸山法律塾」

「毒舌国会」等



開催期日

平成22年2月22日(月)

開催場所

ホテルカンコー (HOTEL CANKOH)

土浦市川口2-11-31 TEL 0292-821-5110

対象者

茨城県行政書士会員と行政関係者(約150名)

主催

茨城県行政書士会

※) 詳細は、別途ご案内いたします。



茨城県行政書士会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル5階)

TEL. 029-305-3731・305-3730 IP Phone. 050-7524-1489 FAX. 029-305-3732

www.ibaraki-gyosei.or.jp